

意見募集後の主な変更点

資料 4

主な 該当頁	項 目	記載内容	説 明
P4	「グリーンリカバリー」に関する記述	いわゆるグリーン・リカバリーなど、脱炭素化等の環境への取組で経済復興を図ろうという国内外の動きが活発になってきたところであり、企業局へは、停滞する地域経済を活性化するためにも、水力発電所の建設等による未来への投資を加速化することへの期待が高まっています。	環境投資によってコロナ禍からの経済回復と脱炭素化を両立して進めようという取組が、欧州をはじめ我が国でも注目されています。 企業局が進める新たな発電所の建設や大規模改修等によって、脱炭素化や地域経済への波及効果が見込めることから、社会の潮流として「社会経済情勢の変化・時代の要請」に追記しました。
P6	「長野県脱炭素社会づくり条例」に関する記述	また、これらを受けて令和2年4月に県が策定した「長野県気候危機突破方針」に基づき、次期長野県環境エネルギー戦略の作成が進められていることに加え、 <u>令和2年10月に「長野県脱炭素社会づくり条例」が公布され、エネルギー自立地域の確立等が規定されたことにより、企業局では、これらと歩調を合わせつつ、再生可能エネルギーの供給拡大へ取り組むことが急務となっています。</u>	本年10月に条例が公布されたため追記しました。 この条例は、都道府県の条例としては初めて2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標を規定し、持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するとしています。 主な施策として「エネルギー自立地域の確立」(第8条)が規定されています。
P33 P49	基本方針（水道事業）	「将来にわたり安全・安心な水道水を安定して供給する持続可能な経営体制の確立に向けた、 <u>未来への計画的な投資、人材の確保・育成と広域連携の強化</u> 」	基本目標の趣旨を踏まえ、水道事業の基本方針に「未来への」を加えるとともに、今後重点的に取り組むべきポイントである「広域連携の強化」を明記しました。
P39	「地域連携型水力発電所」に関する記述	<u>ウ 地域連携型水力発電所への取組</u> <u>新しい発電所の建設等に当たっては、計画段階から市町村や自治会など地域の方々との参画を得ながら課題等を調査研究するとともに、将来を担う地域の子供たちに名称を公募するなど発電所が未永く地域に親しまれるように努めます。</u> <u>また、発電所が地域の学びの場や観光資源として活用され、自立運転機能を備えて災害時等に地域へ電力供給ができるように施設を整備するとともに、地域との協働による発電所の維持管理体制の構築に取り組みます。</u>	今年10月に竣工した「横川蛇石発電所」では、計画段階から地域の参画を得て、発電所が地域の活性化や防災対策等に貢献できるよう施設等を整備しました。また、発電所の運転管理や周辺環境の維持に関し、町及び自治会と協定を締結しています。 今後進めていく発電所の建設等においても、こうした取組を行う発電所を「地域連携型水力発電所」として呼称し、地域の実情に応じた同様の取組を進めていくことを追記しました。
P58	「長野県水道事業広域連携推進協議会」に関する記述	改正水道法を踏まえ、「長野県水道事業広域連携推進協議会（令和2年10月設立）」において知事部局や市町村等と連携し、持続可能な経営に向けた広域化・広域連携策や今後の水道のあり方等について検討を進めます。 <u>具体的には各事業体の実務者で構成するワーキンググループにおいて、水道情報の整備・共有や人材の確保・育成などをテーマに課題解決に向けて意見交換を進めるとともに、協議会の場で取組の方向性について認識を共有しながら、実施が可能なものから速やかに取り組めます。</u>	企業局が知事部局と連携し、今年10月に県内すべての市町村等水道事業者の参画を得て設立した「長野県水道事業広域連携推進協議会」の取組を具体的に記載しました。 今後は、水道事業者共通の課題である施設台帳の整備や人材の確保・育成等について市町村等と共同で検討を行い、実施可能なものから取り組んでいきます。